

一般社団法人日本デジタル歯科学会
技術認定士制度施行細則

第1条 一般社団法人日本デジタル歯科学会技術認定士制度規則に定めた事項以外については、本細則に基づき運営する。

第2条 資格を申請する者は、次の各号に定める申請書類及び必要書類に申請料を添えて本会に提出しなければならない。

- (1) 申請書類（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 一般社団法人日本歯科技工学会の会員であることを証明するもの又は賛助会員の企業に在籍していることを証明するもの（在籍証明書、社員証コピー等）
- (4) 本会の学術大会参加証明書コピー
- (5) 本会が主催又は共催するセミナー、講演会の参加証明書コピー
- (6) 論文、学会発表を証明する業績コピー

第3条 資格認定に関する費用は以下のとおりとする。なお、一度納入された申請料、登録料、更新料はいかなる場合でも返金しない。

- (1) 申請料10,000円
- (2) 登録料30,000円
- (3) 更新料10,000円

第4条 技術認定士及び認定アドバイザーの資格の更新にあたっては、5年間に次の(1)から4単位以上、(2)から2単位以上を修得しなければならない。

- (1) 本会学術大会等への出席
 - イ 本会学術大会 2単位
 - ロ 技術認定士及び認定アドバイザーの資格を更新する者は学術大会参加の折、本会が指定する方法で出席の登録を行う。
- (2) 本会夏季セミナー、冬季セミナーへの出席
 - イ 本会セミナー 1単位
 - ロ 技術認定士及び認定アドバイザーの資格を更新する者はセミナー参加の折、本会が指定する方法で出席の登録を行う。

2. 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から6か月前までに行わなければならない。

第5条 本細則の改廃は、技術認定士認定委員会の発議により、技術認定士制度委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本内規は、平成30年2月4日より施行する。

本内規は、令和2年2月23日に改正し、同日より施行する。

称号認定制度施行内規は、令和3年4月24日に技術認定士制度施行細則に改正し、同日より施行する。